



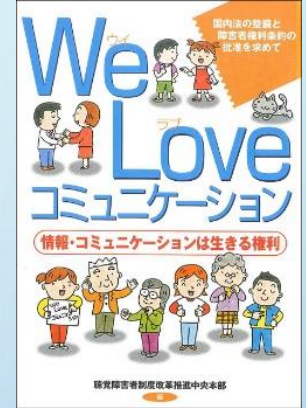
「障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法」は 歴史的に大きな意義のある新法といえよう

全日本ろうあ連盟理事長 石野富志三郎

『We Love コミュニケーション』パンフ・署名運動

2010年8月～2011年9月

「情報・コミュニケーションは生きる権利」であることを訴えるために、パンフ普及と署名活動を全国で展開す



わずか1年で
パンフ 210,888部
署名 1,163,876筆

東日本大震災で被災した方々、
亡くなられた方々の
想いも込められている

2011年9月27日
全国からの署名を衆参
院と内閣府に提出

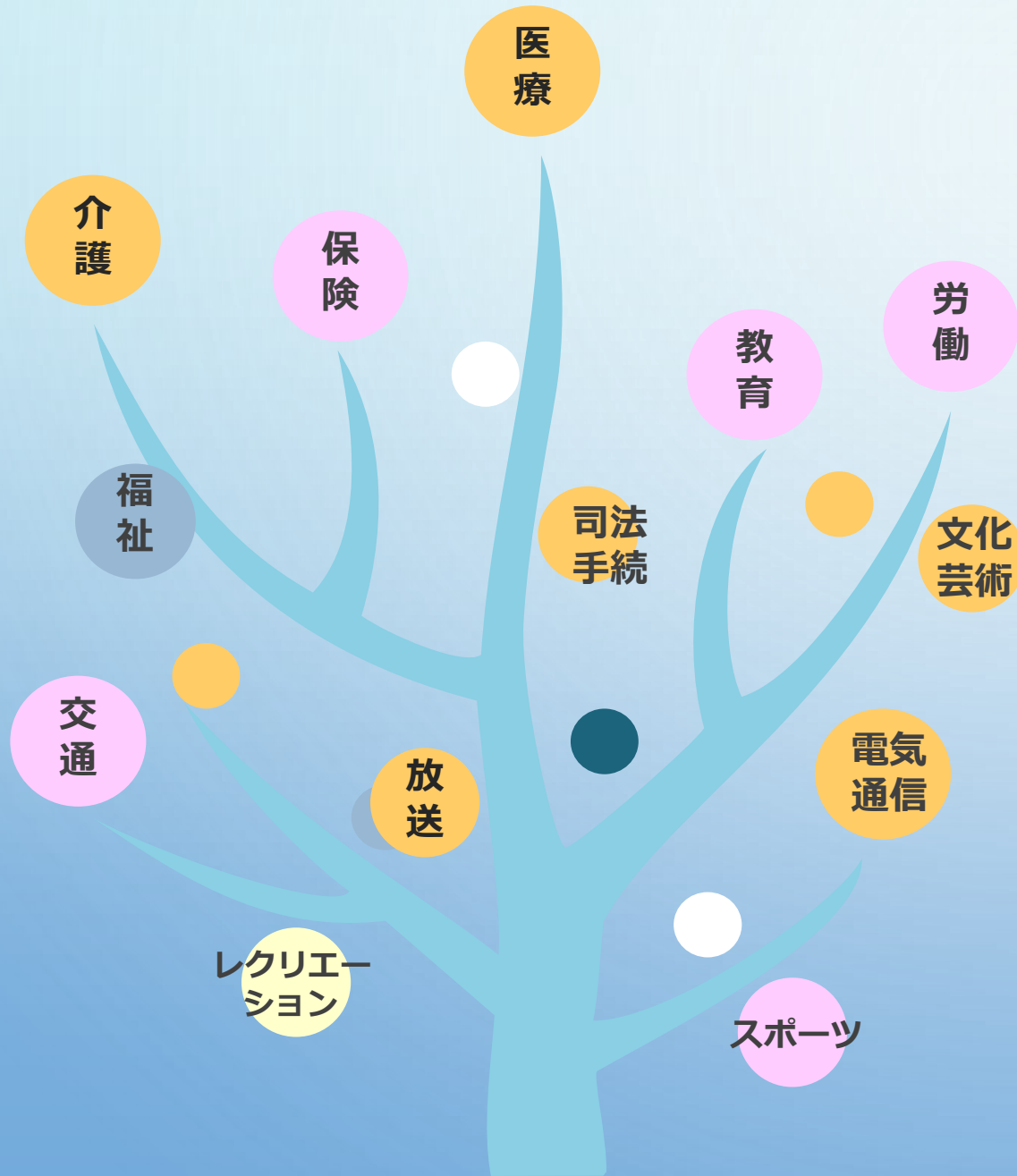


法成立後の取り組み

この法律は、障害児者関連の施策に大きな影響を与えるものであり、今後、13分野（同法第13条）でのアクセシビリティ・コミュニケーションの向上が一層推進されることを期待しています。

特に①障害当事者の意見を聞くこと（第8条）②協議の場に当事者参画の仕組みが入ったこと（第11条）③国、地方自治体は具体的施策を講じること（第13条）④法制上や予算上の措置（第10条）がついたことは大きい。今後、国、地方自治体等に働きかけていくことが重要。

この法成立の際、衆議院では「附帯決議」（五項目）が付されました。



附帯決議は大きな追い風に

～全ての地方自治体議会で採択された手話言語法制定の意見書
が大きい(2016年3月3日)～

「本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。」(付帯決議五項目)

「手話言語」をわが国で言語として位置づけ、5つの基本的な権利を音声言語と対等に保障するための「手話言語法」の立法へめざしたい。

手話言語法制定運動へ新たな提案

- ①手話言語法制定に向けて、与野党含めた国会議員の議論のテーブルに乗るよう、働きかける。特に超党派による手話言語法議員立法化にむけた対応を模索する
- ②手話言語条例制定自治体を増やす。都道府県条例においては17%アップの40自治体を目指す(現在34都道府県)
- ③全国手話言語市区長会入会市区を、全自治体数の80-85%まで増やす
- ④手話言語法国際デーの「ライトアップ」の取り組みについて、2022年度比150%アップを目指す(300箇所)
- ⑤国連の勧告を受け、手話言語法の制定のための省庁交渉を含めた取り組みについて、担当省庁との定期協議の開催を目指す(年に数回実施)
- ⑥「きこえない・きこえにくいお子さんを持つパパ・ママへ」パンフの活用について、中核センター、独自センターへの啓発も含めた内容で学習する機会を設けることで、乳幼児期からの手話言語の獲得・習得が必要であることの理解を深める